

新しいコロナウイルスの病気の影響で仕事や生活の状況が変わってしま
い、困っている人を助ける仕組みを紹介します。

【生活を助ける】

国民年金保険料

- 新しいコロナウイルスの病気の影響で収入が少なくなった人は、国民年金保険料を払わなくていいです。
- 申込み方：住んでいる町の役所に相談してください。

(厚生労働省ホームページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11308.html

電気・ガス・電話・水道料金、NHK受信料

- 国は、電気・ガス・電話・水道の会社やNHK（テレビ局）にお金をもらうのを待つなどして、困っている人を助けるようお願いしています。
- 申込み方：お金を払っている会社に相談してください。

電気・ガス（資源エネルギー庁ホームページ）

<https://www.enecho.meti.go.jp/coronavirus/>

電話（総務省ホームページ）

https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/gyoumukanri_sonota/covid-19/ict.html#telephone

水道（出入国在留管理庁ホームページ）

<https://www.moj.go.jp/isa/content/001320132.pdf>

NHK受信料（NHKホームページ）

【日本語】 https://www.nhk-cs.jp/jushinryo/corona_jushinryo.html

【英語】 <https://www.nhk-cs.jp/jushinryo/multilingual/english/index.html>

公営住宅等の入居者等への対応

【公営住宅】

- 国は、公営住宅を貸している町に
 - ・ 公営住宅の家賃が払えなくなって困っている人に対して、家賃の支払いを遅くしたり、家賃を安くしたりすること
 - ・ 新しく公営住宅を借りたい人が、簡単に公営住宅を借りることができるようにすることなどをお願いしています。
- 問合せ先：詳しいことは、住んでいる町の役所に相談してください。

【UR賃貸住宅】

- 家賃が払えずに困っている人を助ける仕組みを教えてください。また、家賃を払う回数を多くして少しずつ払う仕組み（分割支払い）を使うことなどを相談することができます。
- 問合せ先：詳しいことは、住んでいる町のUR都市機構のお店（住まいセンターなど）に相談してください。

(UR都市機構ホームページ)

<https://www.ur-net.go.jp/emg/saigai/2020corona.html>

生活保護

- 最低レベルの生活を保障することと自分で生活ができるように助ける制度です。今の収入に応じて、生活するお金や、上限はありますが、家を借りるためのお金などをもらうことができます。
- 生活保護を受けることができる在留資格：
永住者、定住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、特別永住者、難民認定された人など
- 生活保護を受けることができる人：
すぐ使うことができる資産がないか、仕事ができないなど、生活するお金が

足りない人

- 生活保護を受けているあいだ、ケースワーカーが1年に数回、あなたの家に行きます。ケースワーカーの話聞いてください。
- 申込み方：住んでいる街の福祉事務所に相談してください。

(厚生労働省ホームページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatuuhogo/index.html

高等教育修学支援

- 学校に払うお金(授業料など)に困った学生を助けます。
授業料が安くなったり、奨学金をもらったり、借りたりすることができます。
 - もらったり、借りたりすることができる人：
学校に払うお金に困っている人で、
 - ・在留資格が「特別永住者」、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」の人
 - ・「定住者」の人でずっと日本に住みたいと思っている人
- ※これ以外の在留資格の留学生には、奨学金制度を通じて生活を助ける仕組みがあります。
- 申込み方：奨学金相談センターや学校に相談してください。

(文部科学省ホームページ)

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/benefit/index.html

かいしゃ たす
【会社を助ける】

こくぜい ちほうぜい
国^{こく}税^{ぜい}・地方^{ちほう}税^{ぜい}

- 仕事^{しごと}で稼^{かせ}ぐお金^{かね}が少^{すく}なくな^なってしま^まったときなどは、払^{はら}う税金^{ぜいきん}を1年^{ねん}間^{かん}待^まちます。
- すぐ^{すぐ}に払^{はら}わなくてもいい人^{ひと}は、例^{たと}えば次^{つぎ}の3つすべてに当^あてはまる人^{ひと}などです（申^{もう}込^{しこ}みが必要^{ひつよう}です。）。
 - ・ すぐ^{すぐ}に税金^{ぜいきん}を払^{はら}いたいが、払^{はら}ってしまうと仕事^{しごと}や生活^{せいかつ}を続^{つづ}けることが難^{むずか}しい
 - ・ 他^{ほか}に税金^{ぜいきん}を滞^{たい}納^{のう}してない
 - ・ 支^し払^{はら}期限^{きげん}から6か月^{げつ}以内^い（国^{こく}税^{ぜい}の場合^{ばあい}）に申^{もう}込^こむこと（※地方^{ちほう}税^{ぜい}については都^と道^{どう}府^ふ県^{けん}、市^し町^{ちょう}村^{そん}の窓^{まど}口^{ぐち}にお問^と合^あせください。）
- 問^と合^あせ先^{さき}
 - ・ 国^{くに}の税金^{ぜいきん}は、住^すんでいる町^{まち}の税^{ぜい}務^む署^{しょ}の窓^{まど}口^{ぐち}へ
 - ・ 都^と道^{どう}府^ふ県^{けん}の税金^{ぜいきん}は、住^すんでいる都^と道^{どう}府^ふ県^{けん}の窓^{まど}口^{ぐち}へ
 - ・ 市^し町^{ちょう}村^{そん}の税金^{ぜいきん}は、住^すんでいる市^し町^{ちょう}村^{そん}の窓^{まど}口^{ぐち}へ

こくぜい こくぜいちょう
国^{こく}税^{ぜい}（国^{こく}税^{ぜい}庁^{ちやう}ホー^まムペー^ージ）

【日本語】 https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm

【英語】 https://www.nta.go.jp/english/tax_payment/01.htm

ちほうぜい そうむしょう
地^ち方^{ほう}税^{ぜい}（総^{そう}務^む省^{しょう}ホー^まムペー^ージ）

https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000399.html

かいしゃ はたら ひと たす
[会社や働く人を助ける]

こようちょうせいじょせいきん
雇用調整助成金

- 仕事を休みにしたとき、会社が働いている人に払うお金の一部を、国が代わりに払っています。
 - 会社が仕事を休みにしたとき、働いている人に払うお金を、1日で1人あたり多くて最大8,355円まで国が払います。
 - アルバイトなど、会社の雇用保険に入っていない人を休みなどにしたときも払います。
 - もらうことができる人：新しいコロナウイルスの病気の影響で、仕事が減った会社
- ※雇用調整助成金のコロナ特例は、2023年3月末をもって終了しました。
2023年4月以降も要件を満たせば、通常の雇用調整助成金を使うことができます。
- 問合せ先：都道府県労働局またはハローワークへ
コールセンター：0120-60-3999（毎日午前9時から午後9時まで）

こうせいろうどうしょう
(厚生労働省ホームページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_20200515.html

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金

- もらうことができる人：次のどちらにも当てはまる人です。
 - ・ 新しいコロナウイルスの病気の影響で、会社に言われて仕事が休みになった小さな会社で働いている人。また、大きい会社で働いている人のうち、アルバイトなどのシフト制などで働いている人。
 - ・ 仕事が休みの間に、会社からお金をもらうことができなかった人
- もらうことができるお金：令和5年2月と3月の仕事の休みについて、仕事が休みになる前にもらっていたお金の60%がもらえます。
 - ※1日多くて8,355円です。どれくらいの間休みだったかで、もらうことができる金額が変わります。
 - ※申請期限があります。
- ※雇用保険＜=会社をやめたあと仕事が見つからない人や、育児休業、介護休業をしている人を助ける制度＞に入っていない人ももらうことができます。
- ※新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金は、昨年度末をもって終了しました。申請期限（令和5年5月31日）を過ぎると受付できませんのでご注意ください。詳しいことは、厚生労働省のホームページを見てください。

コールセンター：0120-221-276

（月曜日から金曜日まで：午前8時30分から午後8時まで）
（土曜日、日曜日、祝日：午前8時30分から午後5時15分まで）

※コールセンターの受付は令和5年8月31日で終了します。

厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html>

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金

- 新しい新型コロナウイルスの病気の影響で、小学校などが休みになり、1人でビジネスをしている人が、仕事ができなくなったときにもらうお金です。
- もらうことができる人：次の①か②の子どもの世話をする保護者<=お父さんやお母さんなど、子どもの世話をしている人
>
 - ① 新しい新型コロナウイルスの病気の影響で、通っている小学校などが休みになった子ども
 - ② 新しい新型コロナウイルスの病気になって、小学校などを休む子ども
- もらうことができるお金：仕事をするのができなかった日について、
・ 2022年12月から2023年3月は1日に4,177円
- 対象期間：2022年12月1日から2023年3月31日までの期間分

詳しいことはコールセンターへ電話してください。

コールセンター：0120-876-187（毎日午前9時から午後9時まで）

※新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金は、昨年度末をもって終了しました。申請期限（令和5年5月31日）を過ぎると受付できませんのでご注意ください。詳しいことは、厚生労働省のホームページを見てください。

厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10231.html

雇用保険の求職者給付

- 仕事がなくなった人の生活、新しい仕事ができるようにすることを助ける制度です。
- もらうことができる人：雇用保険に入っている人で、お金をもらうことができるときの決まりに当てはまる人

(厚生労働省ホームページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/koyouhoken/index_00003.html